

令和元年

# 社会文教常任委員会会議録

令和元年12月11日

田上町議会

令和元年第7回定例会  
社会文教常任委員会会議録

---

---

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 令和元年12月11日 午前8時57分
- 3 出席委員
- |    |         |     |        |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 7番  | 今井 幸代君 |
| 2番 | 品田 政敏君  | 9番  | 熊倉 正治君 |
| 6番 | 中野 和美君  | 13番 | 高橋 秀昌君 |
- 4 欠席委員  
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |      |        |                 |       |
|------|--------|-----------------|-------|
| 町 長  | 佐野 恒雄  | 教育委員会<br>教育事務局長 | 小林 亨  |
| 副町長  | 吉澤 深雪  | 会計管理者           | 山口 浩一 |
| 教育長  | 安中 長市  | 保健福祉課長<br>補佐    | 棚橋 康夫 |
| 町民課長 | 田 中国 明 |                 |       |
- 6 職務のため出席した者の氏名
- |        |        |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 渡 辺 明  |
| 書記     | 中 野 祥子 |
- 7 傍聴人  
三條新聞社 議会議員 渡邊勝衛
- 8 本日の会議に付した事件
- 承認第6号 専決処分（令和元年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））の報告について
- 議案第61号 田上町使用料条例の一部改正について
- 議案第64号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第6号）議定について中  
第1表 歳出の内
- |     |                 |
|-----|-----------------|
| 2款  | 総務費（1項6目、2項、3項） |
| 3款  | 民生費             |
| 4款  | 衛生費             |
| 10款 | 教育費             |

議案第66号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定について

議案第67号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について

---

午前8時57分 開 会

---

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、皆さん、改めましておはようございます。定刻9時前でございますが、皆さんおそろいでありますので、始めさせていただきたいというふうに思います。

インフルエンザも大分流行してまいりまして、羽生田小学校、田上小学校では学級閉鎖が発生しているような状況になっておりまして、これからまたさらに感染拡大が懸念されるところでありますが、皆さん方におかれましても予防、うがい、手洗い等になるかと思いますが、徹底をしていただきまして、感染拡大しないように、防いでいただけるようにお気をつけいただければと思います。それでは、着座で失礼します。

それでは、町長からご挨拶お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

町長（佐野恒雄君） それでは、改めましておはようございます。

けさも本当にすばらしい雲一つないような青空が広がっておりますけれども、きのうも申し上げましたが、本当に12月にしてはちょっと考えられないようなお天気が続いています。本当にしのぎやすい、暮らしやすい、そういう面では確かにありがたいのですが、一方で地球の温暖化ということが大変危惧される場所なのだろうと思います。きのうもテレビ見ておりましたら、南半球の島々で砂浜がどんどん減っていくという現象、そして今世紀末には約1メートルの海面の上昇というふうなことが流れておりました。本当に地球規模で温暖化に対して取り組んでいかなければならない大きな課題なのだろうと思います。災害のときによく言われる正常化の偏見という言葉がありますけれども、そういうことがこの温暖化についても何かそういう力が働いているのかなというふうな感じがありまして、なかなか世界のそうした温暖化に対して1つになれない、そんなことが本当に危惧をされる場所ではないかなというふうに思っております。

今日は、社会文教常任委員会に付託された案件が5件であります。慎重にご審議いただきますようお願いをいたしまして、挨拶にいたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 町長、ありがとうございました。

渡邊勝衛議員と三條新聞社から傍聴の申し出がありましたので、これを許可してあります。

それでは、本委員会に付託されました案件は、承認第6号 専決処分（令和元年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））の報告について、議案第61号 田上町使用料条例の一部改正について、議案第64号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第6号）議定について中、第1表、歳出のうち、2款総務費、3款民生費、4款衛生費、10款教育費、続いて議案第66号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定について、議案第67号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について、以上5件であります。

追加資料を配付させていただきました。ご確認をお願いします。教育委員会で補正予算関係の資料1部と保健福祉課から補正予算資料1部、それぞれ配付をさせていただきました。お手元にございますでしょうか。

（はいの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

承認第6号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（田中國明君） おはようございます。

それでは、議案書の22ページをお願いしたいと思います。令和元年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出それぞれ153万2,000円を追加させていただきました。歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ13億2,080万8,000円とさせていただいたものであります。

その内容につきましてでありますけれども、今般国民健康保険税を就職等に伴いまして、資格を喪失していたにもかかわらず、個々の離脱の手続がされないまま国民健康保険税を、8年間にわたり納付していただいていた被保険者の方がいらっしゃいまして、今回地方税法及び田上町国民健康保険税過誤納金補てん金支払要綱に基づきまして、遡及して過去の分の保険税の還付及び補填を行うために償還金及び還付加算金を増額させていただいたというものでございまして、この件につきましては、還付加算金が余計につくこともありますので、10月4日付けでやむなく専決処分をさせていただいて、10月21日の日にその被保険者のほうに還付をさせていただいたという内容であります。

それでは、経緯につきまして、ちょっと具体的にまたお話をさせていただきたいと思っております。当該被保険者につきましては、平成22年4月3日に国保に加入をされて、現在に至っております。その間、平成23年10月21日に就職によりまして社会保

険のほうに加入をされていたのですが、そのときに国保離脱の手続が必要であったにもかかわらずされていなかったということで、今般その会社を退職したということで、会社を退職した日が平成31年の3月16日であったのですが、それもまたそのまま放置してしまっていて、令和元年の10月1日に役場の窓口に来て、今回のこの案件が発生したというような状況になっております。それで、今回還付に至るまでの根拠法令の関係でございまして、地方税法上は更正ができるのは遡及して5年間ということになっております。それで、その5年を過ぎた部分については、先ほど申しました田上町国民健康保険税過誤納金補てん金支払要綱に基づきまして、10年分お返しするというようなことになっておるところでありまして、その分あわせて今回補正させていただいたということになります。

それで、議案書の歳入のほう、27ページのほうをごらんいただきたいと思います。歳入ということで繰越金を財源とさせていただきまして、28ページのほう、歳出のほうになりますが、まず6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金で、1目一般被保険者保険税還付金、補正額149万5,000円をお願いするものであります。この補填金の部分の関係につきましては、平成23年から平成26年分というのは町の補てん金要綱に基づいて補填させていただく部分、プラス平成27年から平成30年までの本税のほうの還付金をここで補正をさせていただいておるところでありますし、4目一般被保険者還付加算金、ここにつきましては平成27年度分のものから平成30年度までの還付加算金をここで補正をさせていただいておるところであります。そうしまして、対象の方は1名なのですが、ほかに平成30年度あるいは平成29年度及び平成30年度の還付が生じた方も2名いらっしゃいましたので、合わせて3名分の保険税の還付金及び補填金を今回補正させていただいております。

それで、今後の対応といいますか、そういう部分につきましては、まず今現在国保に必要な年金情報がこの4月から確認できるようになっておりまして、今後このようなことは起こらないだろうと、定期的に職員のほうで月1回程度離脱している人がいるかどうかという部分を確認をしておりますので、そのような対策がまず1つ。それから、補てん金要綱の関係ですけれども、今現在どういう場合であれ、遡及して入っていた方に対して10年分まではお返しできると。なおかつ領収書があれば、課税台帳の保管期限が過ぎていても領収書を本人が持ってくれば、還付されるような状況であれば還付するというような要綱になっておりますが、この12月1日から要綱も改めまして、町に重大な瑕疵があった場合というような形で、そのような形で対応させていただいておるところでありますので、よろしくお願ひしたいと

思います。

私のほうとしては以上で終わらせていただきます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいまの説明のありました案件に関して質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

6番（中野和美君） 今の還付の件なのですけれども、一番問題なのは加算金が、これ繰越金から持ってこなければいけないという大きな、そんな金額的には、3万7,000円ですか、の違いではあるのですけれども、やはり税金を充てるということになりますので、本人に過失が、うっかりしていたということであっても、そのように今後対処していくということをお願いしたいと思いますが、12月1日よりの条項につきまして、もう少し詳しく教えていただきたいのですが。

町民課長（田中國明君） 今現在の補てん金要綱としましては、「国民健康保険税に係る過誤納金のうち地方税法の規定により還付不能となった税相当額につき、国民健康保険税過誤納金補てん金を支払うことにより、納税者の不利益を補てんし、行政に対する信頼の回復を図ることを目的とする」という目的になっておるのですが、この一文を納税者の責めに帰さず、町の重大かつ明確な瑕疵により生じた国民健康保険税ということで、国民健康保険税自体は賦課徴収方式でありますので、申告納税方式ではありませんので、町のほうでその方の所得、あるいは家族構成等を見て賦課するものでありますから、場合によっては町のほうに重大な瑕疵がある場合があるかと思えます。その部分についてのみ、今後は10年、あるいは領収書があればその先までお返しするというようなことに改めたいというような形で考えておりますので、よろしく願います。

6番（中野和美君） 本人がうっかりしてずっと掛け続けていたということですが、保険税、うっかりするような金額ではないと思うのですが、ある意味悪用したら、ずっと預けておいて、加算金が普通の預金よりはもしかしたらいいかもしれないという悪用も考えられなくはないと思うのですけれども、その辺整備のほうよろしく願います。

町民課長（田中國明君） 基本的には、そういったような場合については地方税法上の更正ができる期限を過ぎたものについては、今後はお返しはしないというような状況になろうかと思えますので、よろしく願います。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 課長の言葉での説明はなかなか理解しがたい表現で、わからないのだけれども、こういうふうに整理すればいいのですか。今回の

百数十万円の還付に関しては、第1には、法的な根拠としては地方税法で5年にさかのぼって返すことができるという、これを適用するのだと。第2番目は、ここに田上町国民健康保険税過誤納金補てん金支払要綱、平成14年9月3日付けの要綱があるのだけれども、それを超えた部分については、この補てん要綱に基づいて事実上無制限にお返ししようというのが、今回の考え方だよという理解の仕方よろしいでしょうか。

町民課長（田中國明君） 大変申し訳ありません。高橋委員が言われるとおりであります。実際に今回のものでいきますと、平成23年から平成26年度分までのものについては、補てん金支払要綱に基づき補填するものでございますし、平成27年から平成29年までの分については、地方税法上の規定に基づきお返しする還付金ということになりますので、よろしく申し上げます。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） それで確認できました。よくわかりました。

そこで、今町はこの要綱を改定をしようというお話ですが、改定案は既にできていますか。まだできていない。

町民課長（田中國明君） この令和元年の12月1日付けから改定させていただいて、施行させていただいておるところでございます。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） そうすると、先ほどの言葉の説明によれば、重大な瑕疵があったときだけを改定し、あとは皆同じだという理解の仕方いいのでしょうか。

町民課長（田中國明君） 先ほど申しましたとおり、納税者の責めに帰せず、町の重大かつ明確な瑕疵により生じたという部分を追加をさせていただいたということでありませう。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） そうすると、重大な瑕疵というものをどう捉えるかということがあると思うのです。ここは町の重大な瑕疵になりますよね。したがって、今回のような事例が再び起こった場合には、税法上の5年分だけは返すけれども、本人が脱退の申告をしていないのだから、町には瑕疵がないのだと。したがって、この要綱に基づいた、永久とは言いませんけれども、10年さかのぼるようなことはないのだよという解釈の仕方になりますか。結果としては、税法上の5年しか返さないのだよということになってしまうのではないかと思うのですが、この点いかがでしょうか。

町民課長（田中國明君） それらを回避するために、この4月から先ほど言いましたチェックする機能で対応をさせていただくということがまず1点と、それプラス今の



従来町のほうに責任がない場合については、もともと離脱等については2週間以内に手続をすることが当然義務づけとしてございますので、それらを履行していただくというような考え方でございます。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 私が今質疑したのはそういうことではなくて、新しい要綱によれば町の重大な瑕疵に該当しない、今回のような例は該当しないのだから、税法上5年にさかのぼっては返すけれども、それ以降については要綱に基づいたものでないわけだから、返さないという改定になるのかねと聞いているわけです。

町民課長（田中國明君） そのとおりでございます。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） そこでその次に、そういう過誤がないようにチェックをすると。したがって、今回のような例は二度と起こさないという視点でチェックをすと言いましたよね。でも、チェックをするというのは要綱上には明記されていないわけだよね。法律上もないわけだから、単なる職員の努力目標でしかないわけだよね。そうすると、そのチェックが例えばなされなかったということを重大な瑕疵として捉えるかどうかという、この点ではいかがでしょう。

町民課長（田中國明君） 今高橋委員が言われるような基本的な突っ込んだ部分までは考えてはおりませんでした。基本的には月1回、今現在もチェックしておりますので、この要綱の中にチェックするというのをうたったほうがいいというご指摘だと思うのですが……

（そこまで言っていないの声あり）

町民課長（田中國明君） これは、あくまでも補填金を支払うための要綱ですので、そこは事務的な運用の中で徹底を図っていきたいというふうに考えてございます。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 私が今こういう質疑をしているのは、どういう理由があろうが間違っって納付したものは基本的に返すべきだという前提なのです、住民の側に立って。でも、住民の側にはちゃんと2週間以内に通知しなさいよという義務事項があるにもかかわらず、間違っってそれを怠ったのではなくて忘れていてしなかった場合、こういうときにやっぱり救う必要があるのではないかと考えたのです。ところが、現在の要綱であればちゃんと返すことになるわけですが、もう一方の側でいう行政の側に立つと、そんな住民が10年も20年も忘れていたなんかいうのを一度に返すと、今回100万円だけれども、場合によっては200万円ぐらいになるのではないかと。だから、行政としてもそここのところは抑えたいよという気持ちはわかるのです。そこで、要綱を変えるという点ではやむを得ないだろうと思うのだけ

れども、大事な点はそうした間違いが起こらないように保証する義務がある。どうするかという点では、今課長がおっしゃったように、必ずチェックを入れるというふうなことで間違いが起こらないようにすると言っているのだけれども、私そこがちょっとわからないのだけれども、口頭で課長が職員に指示をするということは、今はできる、ここ数年は。だけれども、10年先、20年先もその保証ということになってくると、私は何らかの形で業務上の要綱なりが必要なのではないかという考えがあるのですが、この点いかがでしょう。

町民課長（田中國明君） ちょっと難しい部分もあろうかと思いますが、そこら辺については事務の運用の中でしっかり町民課として内規的な部分を作りながら、そういう部分も引き継ぎながらやっていきたいというふうに考えているところであります。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 了解しました。

次に移ります。実は所得税は還付された場合、これに対して5%の課税が掛けられるのです。今回の場合、100万円が戻ってきますよね。町民税の課税対象になるのかどうか。例えば、所得税法はちょっとわからないのだけれども、今還付額が10万円とか、20万円のケースがあるのですが、そういうときというのは、国税として5%、市町村民税として10%の課税がされるというふうに明記されていたのです。今回のように、今度100万円、これはあくまでも町独自の補てん要綱に基づくものが、100万円ではないのですが、あるわけですが、ここの点では住民税、町民税のところで課税の対象になるのかどうか、この点伺います。

町民課長（田中國明君） 高橋委員が言われるのは、税法の5年間さかのぼった還付加算金については申告する義務があるだろうということで、この補填金がそれに該当するかどうかという部分なのですが、今私のほうでその部分まではわかりませんので、申し訳ありませんが、後ほどもしあれであれば調べさせていただきまして、考えたいと思います。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 課長は、所得税で還付金が来ると、それに対して課税されるという、そのことはご存じですよ。

町民課長（田中國明君） はい。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） では、後で調べて。

終わります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） すみません、ではこの件に関しましては後ほどご回答いただくというような形で、委員会を閉じる前にご回答いただきたいなというふうに思いますので、後で休憩挟みたいと思うので、その間で回答いただく……

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 委員長、これ余り賛否に影響しないので……

社会文教常任委員長（今井幸代君） いいですか。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 賛否に影響しないので、後で結構です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、そのようなことなので、高橋委員の回答に  
関しては後日回答できるような形でお取り計らいいただければと思います。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにありませんか。

ないようですので、承認第6号に対する質疑を終了いたします。

続いて、議案第61号 田上町使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行の説明を求めます。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 改めておはようございます。

議案第61号ということで51ページからになりますので、よろしく願いいたします。議案第61号 田上町使用料条例の一部改正につきましては、初日に提案、可決されました三条市、燕市、加茂市、田上町、弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合の公の施設の利用についてのところで説明がありましたように、相互利用に関する協定を締結している市町村に加茂市が加入することから、町民と同額で利用できる市町村のところに加茂市を加えるものであり、あわせて相互利用できる施設名に田上町交流会館を加えるものでございますので、よろしく願いいたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件に関して質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

1番（小野澤健一君） では、ちょっと質問させていただきます。

使用料条例の中に加茂市を入れて、相互に使えるというのは、それはそれでいいのですけれども、私はちょっと思うのですが、町民体育館の今の老朽化というか、そういう状況、それから耐震構造もなっていないと。こういう中で、田上町の住民でさえ、使った場合、もし何かあった場合、いろいろ責任も出てくるのだらうと思うのですけれども、広域にそういった施設を開放するという中において、各施設のそういった構造上の欠陥というのでしょうか、耐震構造がなされていないとか云々とか、そういったものというのは周知はする必要があるのではないのかなと私個人的には思うのですけれども、この辺についてどういうふうにお考えになられますか。それだけちょっとお聞きをしたい。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今回新たに町外の方に利用の窓口を広げるもので

なくて、加茂市の利用に対して町民と同額で利用できるようにするというので、これまでも加茂市の住民の方も利用しているものでありまして、小野澤委員言われるような施設の関係の状況についてのお知らせというところまで、それは今のところ考えてございませんでした。

1 番（小野澤健一君） ほかの市町村がどういう状況かわかりませんが、町民体育館という、田上町が持っている椿寿荘を抜けると多分一番古いのではないかなというふうに思うのです。それで、防災であるとか云々、今時代がそういう流れになっている中において、見るからになかなか、言葉は悪いですけども、頼りないなというところもちょっとあるのです、建物的に。したがって、そういった危険をある程度予知できるものについては、やはり利用者、田上の住民であれば何とかわかるかもしれませんが、ほかの市町村の人たちが使うということになるとその辺までわからない。そうかといって、むやみに恐怖心をあおるという意味ではないのですけれども、そういった配慮というのはほかの市町村というのはいないのでしょうか。例えばこの体育館は耐震構造になっていないので、地震のときには危険なのだよとか。いや、耐震構造はしっかりしているから、どういっても大丈夫だと。そうでないと、使う人、たまたまバスケットやっていた、バレーボールやっていたなんていうときにもし地震でも起きて天井が落ちてきたらどうするのだという、そんな問題を私危惧するのですけれども、何が言いたいかというと、かなり老朽化になっているので、もう補修も限界だろうと。しかるべきときに建て替えをするのか、あるいは閉めるのか、その辺はわかりませんが、その辺を見越した中での行動というか、ものをやっていく必要があるのではないかと。ましてや公の建物ですから、やはり危険がないというふうに一般の人たちは思うわけです。ところが、いや、地震には耐えられない建物ですということになると、使っているほうの、もし万が一あったときに町の責任というのが出てくるのではないのかなというふうに思うのです。したがって、その辺、私の趣旨は、そういったリスクに対しては広く周知をすべきではないのかなと。ただ、田上町だけがやるという意味ではなくて、やるのであれば協定を結んでいる、今回加茂も入るわけですから、加茂とか三条とか燕とか、そういったところと一緒に、この建物については地震においては耐震構造なされていないのでという、そういった、利用するときマル・バツありますよね。耐震構造マルだとかバツだとか、ああいったもので周知をする必要があるのではないのかなというふうに思っております。

それから、広域の中でやっているわけですので、町民と非町民がどのぐらいの人

数で使っているか、これというのは把握をされていらっしゃるでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 町営に関しては、統計をとってございません。

以上です。

1 番（小野澤健一君） わかりました。

では、私は以上でいいかな。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにありませんか。

ないようですので、議案第61号に対する質疑を終了いたします。

続いて、議案第64号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

会計管理者（山口浩一君） 議案書65ページをごらんいただきたいと思います。2 款総務費、1 項総務管理費、6 目会計管理費でございます。12 節手数料39万3,000円の補正をお願いするものでございまして、内容につきましては、さきの全員協議会でご説明したとおりでございますが、派出職員、これから口座振り込みにかかる手数料の2月、3月分の補正をお願いしたいと思います。なお、2月分につきましては月の途中からとなりますので、日割り計算をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

会計課は以上でございます。

町民課長（田中國明君） それでは、議案書66ページの下段のところにあります2 款総務費、2 項徴税費、1 目税務総務費の関係になりますが、17万円増額をお願いするものでありまして、右の説明欄のほう見ていただきたいと思うのですが、今回人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告に基づきまして、給与改定に伴う職員人件費の増額をお願いするものでございます。

続きまして、67ページをごらんいただきたいと思います。3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費の関係になりますが、ここは6万4,000円の減額をお願いするものでありまして、この人事院勧告及び新潟県の人事委員会勧告に基づく増額、プラスあとは扶養手当の関係について、受給要件に該当しなくなった職員がいるため、その減額が大きいという内容になっておりますので、よろしくお願ひします。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 改めましておはようございます。

それでは、3 款になります。68ページのほうをごらんください。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、補正額6万7,000円です。右の説明欄のほうですが、社会福祉総務事業、2 節給料、3 節職員手当等、それから4 節共済費につき

まして、今ほど2款のところでもありましたが、今回福祉係9名の職員の給与改定、国の人事院勧告並びに県の人事委員会の勧告に基づきまして、経費の増額の補正をお願いするものです。それから、3節職員手当の中の時間外勤務手当30万円につきましては、8月から保健福祉課の職員1名、病養休暇並びに今休職ということで1人欠員になっておりまして、その関係を残った職員それぞれで、業務をちょっと見直しまして、分担しながらやっている関係で時間外勤務手当が増えまして、年度末までの見込みを含めまして30万円の増額をお願いするものです。それから、下の28節繰出金につきましては、国民健康保険特別会計のほうで後ほど説明がありますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2目老人福祉費です。補正額233万5,000円です。説明欄ですが、23節償還金利子及び割引料2万円ということで、けさほど追加で資料をお配りさせていただきました一枚紙、保健福祉課資料、平成30年度事業費確定による返還というほうをごらんいただければと思います。そこの上のほうの左端に①と書いてあるところになります。介護保険事業費補助金返還金ということで、この表をちょっと説明させていただきますが、平成30年度の事業費確定に伴う返還金でありまして、平成30年度に補助金を受け入れた額が14万1,000円でした。平成30年度の実績としまして12万1,000円が事業費確定額でしたので、差し引きの2万円を今回返還するものです。内容につきましては、説明欄ですが、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度というものがありまして、その利用実績、当初は4事業所の見込みがあったのですが、実績として3事業所ということで対象になる部分が減りましたので、その分の返還をお願いするものです。

それから、議案書に戻っていただきまして、28節繰出金59万2,000円の減額です。こちらにつきましても後期高齢者特別会計のほうで後ほどご説明ありますので、よろしく願いいたします。

町民課長（田中國明君） すみません、そこの今の説明欄のところの一番下の後期高齢者医療費290万7,000円というところの部分について説明をさせていただきます。

19節負担金補助及び交付金の関係で、後期高齢の療養給付負担金の関係です。ここにつきましては、平成30年度の療養給付費の精算ということで、平成30年度において後期高齢の保険者数が増えたということによりまして、入院外医療費が若干増加したというようなことで、不足分があったということで290万7,000円をお願いするものであります。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 3款1項3目、一番下のところ。3目障害者福

祉費、補正額503万9,000円の増額をお願いするものですが、先ほどお配りしました返還金の表のほうをごらんください。こちら23節の中で、表でいいますと左のほうに②番、③番ということで記載させていただいておりますが、国庫負担金返還金、②番。それから、その下、③番、県負担金返還金です。内容につきましては、平成30年度事業の確定に伴います返還になりますが、こちらにつきましては障害者の関係のサービス給付費、それから医療費等の平成30年度実績確定に伴います、それぞれ平成30年度に受け入れたものと平成30年度実績の差額を返還するもので、②番のところ、国庫負担金としましては総額で378万7,987円、それから③、県負担金返還金につきましては125万578円の返還金をお願いするものです。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 続きまして、69ページのほうをお願いしたいと思います。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございますが、616万9,000円の減額をお願いするものであります。こちらにつきましては、2節、3節、4節ということで、こちらは職員2名が現在育児休暇中でございまして、その不要となる額等、先ほど来説明がございました給与改定に伴う減額を行うものでございます。

2目児童運営費につきましては、737万5,000円の増額をお願いするものであります。説明欄のほうで説明したいと思います。幼稚園運営事業ということで737万5,000円ということで、本日お配りいたしました資料のほうをご確認いただきたいと思います。委託料で323万7,000円の増額になります。こちらにつきましては、広域入所の子どもが増えたことによりまして、不足する委託料を計上させていただくものでございます。当初11人の見込みで予算計上してございましたが、4月から10人の方が広域入所で利用して、6月以降4人の転入がありましたが、そちらの子どもたちが転入前の園に残ることを希望したということで広域入所になりました。不足する額をお願いするものでございます。資料のほうには、そちらのほうの財源のほうも詳細書いてございますので、参考にさせていただければと思います。

続きまして、議案書のほう移りまして、19節負担金補助及び交付金ということで413万8,000円の増額となります。こちらの追加の資料のほうをごらんいただきたいと思います。地域型給付費負担金ということで249万2,000円。こちらにつきましては、小規模保育事業や家庭的保育事業などの利用者に対し行う給付でございますが、そちらのほうの利用者が増えたということで、不足する額を計上するものでございます。当初予算のほうでは、小規模保育事業、ルーテル幼稚園のつくしルームの利用になりますけれども、こちらは月7人で計上してございましたが、4月から11月の月平均利用が月当たり8.9人あったということで、不足する額をお願いするもので

ございます。

議案書のほうになりますけれども、施設等利用給付費ということで164万6,000円の増をお願いするものであります。こちらにつきましては、申し訳ございません、配付した資料のほうの1ページ目、裏面をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、10月からの幼児教育・保育の無償化に伴いまして創設された事業に要する経費ということで、このたび追加をお願いしたものでございます。こちら内容といたしましては、新制度へ移行していない幼稚園の利用者に対する給付、それから預かり保育ということで、幼稚園で行う預かり保育に対する給付ということで行うものでございまして、そちらの関係する費用164万6,000円をお願いするものでございます。

3款のほうは以上になります。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君）　続きまして、4款お願いいたします。70ページのほうをごらんください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額817万6,000円をお願いするものです。内容としましては、先ほど来ご説明申し上げております給与改定による保健係6名の2節、3節、4節それぞれ増額をお願いするものです。なお、3節職員手当等の中の時間外勤務手当16万8,000円につきましては、先ほど3款のところでもちょっとご説明申し上げましたが、保健福祉課職員1名、療養休暇及び休職中ということで、それに係りまして業務等それぞれほかの職員に負担が行っておりまして、その分年度末までの見込みを含めまして時間外勤務手当16万8,000円の増額をお願いするものです。

1ページはぐっていただきまして、71ページのほうをごらんください。右端の説明欄のところですが、総合保健福祉センター管理費、11節需用費の修繕料10万円の増額をお願いするものです。こちらにつきましては、隣の総合保健福祉センター、当初予算で修繕料20万円の窓口として持っておるのですが、このたび保健センターの時計、集中時計になっていまして、その時計が壊れた関係で、その修繕を行った関係で修繕料、今年度末までに不足が見込まれますので、窓口といたしますか、例年の執行見込みを勘案しまして10万円の修繕料の追加をお願いするものです。それから、18節備品購入費4万6,000円ですが、こちらにつきましては保健センターの清掃業務で使用しております業務用掃除機、こちらが老朽化により故障しまして、ふだんから掃除を行っているものですが、今はちょっと壊れていますので、家庭用のちっちゃい掃除機で対応しておるのですが、それも広い範囲ですので、すぐ使用に耐えられなくなるということで、業務用掃除機の入れ替えをお願いするものです。



それから次、その他事業の767万2,000円。28節繰出金につきましては、こちらにつきましても後ほど国保会計のほうでご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 続きまして、73ページのほうをごらんいただきたいと思います。下半分のほうになりますが、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費61万8,000円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、説明欄をごらんいただきたいと思いますが、こちら先ほど来説明がございませ給与改定に伴う増額分、それから時間外勤務手当につきましては、4月から10月の時間外勤務の実績に基づきまして教育委員会のほうも人数1名減になっておりまして、いろいろ業務量見直しをしているところでございますが、今後必要となる業務で不足が見込まれる61万2,000円の増額をお願いするものでございます。

3目教育振興費106万円の増額をお願いするものであります。こちら説明欄ごらんいただきたいと思いますが、教育振興費ということで75万6,000円の増額となりますが、19節負担金補助及び交付金75万6,000円になりまして、施設型給付費負担金ということで、こちら先ほどお配りしました資料の裏面をごらんいただきたいと思いますが、施設型給付費負担金で、1号認定ということで幼稚園教育ということでの利用者に対する給付になります。幼稚園とか認定こども園を利用した場合の給付費になりますが、9月から新規で1名入園したということで、不足する額75万6,000円を増額するものでございます。

議案書のほうに戻っていただきまして、教育振興費その他事業30万4,000円の増額となりますが、こちらのほう需用費の消耗品費となります。スクールバスのスタッドレスタイヤ、こちら2台分につきまして12本分になりますが、30万4,000円をお願いするものでありまして、当初令和2年度に更新する計画を立てておりましたが、2台分については12月を迎えるに当たり、タイヤ交換する際に確認をしたところ、予想以上に摩耗が進んでおり、今シーズンの使用に耐えられないと判断したため、急遽今回補正をお願いするものでございます。なお、前回、平成28年度にタイヤを更新しております。

続きまして、74ページ、2項小学校費、1目学校管理費になりますけれども、こちら45万2,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄ごらんいただきたいと思いますが、田上小学校その他事業ということで44万円の増額をお願いするものでございます。こちら11節需用費の修繕料になりますけれども、内容といたしましては、児童玄関前の外灯修繕2カ所、それから水道料のほうに急に上がったというこ

とで調べましたところ、男子トイレのタンクのバルブ5カ所に不具合があり、そちらを修理するための経費、それから今後修繕費が不足するというので、今後の修繕に備えて、合計44万円の増額をお願いするものでございます。羽生田小学校管理費1万2,000円の増額になりますが、こちらにつきましては先ほど来話が出ております給与改定に伴うものでございます。

続きまして、75ページのほうをごらんいただきたいと思います。4項社会教育費、1目社会教育総務費17万円の減額となります。こちらにつきましては、説明欄のほうをごらんいただきたいと思いますが、生涯学習事業ということで17万円の減額となります。内容といたしましては、2節から4節の給与改定に伴うものが増となりますが、時間外勤務手当、こちらのほう、人員のほうの減ということで不足する部分をほかの職員がカバーしているということで、当初予算で計上されておりました時間外勤務手当、大分使い切る段階になっておまして、また交流会館のオープンなんかも控え、相当の業務量があったということで、今後必要となる時間外を54万4,000円をお願いするものでございます。それから、4節の共済費75万6,000円の減となっておりますが、一般職員の異動に伴う給与関係、6月に補正をしておったところでございますが、こちらの共済費のみ計上漏れがございましたということで、今回75万6,000円の減額を行うものであります。

続いて、5項保健体育費、4目学校給食施設費でございますが、3,000円の追加をお願いするものでございます。こちらにつきましては、給与改定による増額となっております。

以上です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。説明が終わりました。

それでは、説明がありました案件に関して質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

6番（中野和美君） 教育委員会のほうから資料提出いただきました裏の2ページ目の施設等利用給付費の中で、新制度へ移行していない幼稚園の利用者に対する給付というのがあったのですが、新制度に移行しないで漏れてしまうということはどういうことなのか、ちょっと教えいただきたいと思います。

教育委員会事務局長（小林 亨君） すみません、そちらのほうでございますが、漏れていたというよりも、園の都合により新制度に移行せず旧制度のまま運用している幼稚園がございますので、そちらのほう具体的に言いますと、今回新潟市の青陵幼稚園がそれに当たっております。そちらに1名入園しておりますので、その分の費

用となっております。

6番（中野和美君） 保健福祉課の今度資料のところで①のところ、補助法人数の数が4から3に少なくなっていて、対象見込みは実績とも19人なのですが、この補助対象法人の、もし公表できるのであれば見込みはどこだったのか、あと実際に補助制度を利用できたのはどこだったのかというところ、もしお教えいただけるのであればお願いしたいです。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 今ほどのご質問ですが、対象法人としましては、まず田上町のごまどう福祉会、それから田上町社会福祉協議会、それから燕市にありますつばめ福祉会、あと新潟市にあります飛翔福祉会という法人になるのですが、この制度としまして、補助を受けるときに減免した施設に対しまして、町と県のお金で補助をするのですけれども、その補助対象になった方自体がその施設全体の利用者の中の金額でたしか1%以上、ある一定以上の利用がないと補助の対象にならないということで、当初は手を挙げていたところの中で、利用の金額になりますけれども、少なかった関係で補助から外れて、当初の法人数よりも実績が少なかったということで、法人数が減っておりますので、よろしくお願いたします。

6番（中野和美君） そうしますと、今の4件中、補助の適用にならなかったところはどちらになりますか。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） そのうち社会福祉協議会様が補助の対象から外れておりまして、3法人になっておりますので、よろしくお願いたします。

2番（品田政敏君） 保健衛生の関係で、時計の修繕で10万円という話がありました。

今どき10万円もかけて修繕するような時計というのがありますか。どこのことを言う。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 今ほどの71ページにあります4款のところになりますが、町の隣の建物の総合保健福祉センターでして、役場と同じなのですが、今あるあそこの時計とほぼ同じ仕組みになっていまして、1カ所で電子制御で集中制御されていまして、その時計が各部屋にあるのですけれども、それが一斉に動くような集中管理時計というものを採用していまして、それが隣、平成9年にできたのですけれども、年数の経過とともに不具合で動かなくなりまして、それを修繕するのに既決のほうの予算を使い切ってしまったので、それで補正をお願いするというものになります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにありませんか。

すみません、私から1点いいですか。保健福祉課からいただいている補正の資料あるのですけれども、実績に伴う補正なのですから、実際に現在障害者手帳で

すとか療育手帳を受給されていらっしゃる方というのはどの程度いられるのか教えていただきたいのですけれども。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 正確な数字でなくて、おおよそでよろしいでしょうか。

社会文教常任委員長（今井幸代君） はい。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） そうしますと、大体身体障害者手帳を受給されている方が約500名程度、それから療育手帳を受給されている方が80から90名程度、精神障害者福祉手帳もおおよそ90名程度の方が受給されております。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 実際に実績としては減になっているのですけれども、見込みから実績減で、これ傾向として対象の方というのは推移は余り変わらずというふうに捉えていてよろしいのでしょうか。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 手帳を持っている方が障害のサービスを全員皆さんが使うわけではないのですけれども、それで手帳を持っている方の傾向としては横ばいかやや微増ぐらいでして、障害サービスの利用者につきましても微増です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

ほかにありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、議案第64号に対する質疑は終了いたします。

続いて、議案第66号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（田中國明君） 90ページからになります。議案第66号 令和元年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳出それぞれ2,002万7,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,083万5,000円といたすものであります。

それでは、議案書の95ページ、歳入のほうをお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税の関係になりますが、今回1,290万5,000円の減額をお願いするものであります。1節医療給付費分、これにつきましては今年度の最初の臨時議会のとときに税率改正をさせていただいておりますけれども、引き下げの税率改正をさせていただいた結果に基づきまして今回補正をさせていただくというものでありまして、まず1節医療給付費分現年度課税分ですが、3,112万円の減額。それから、2節支援金分現年度課税分1,476万7,000円増額ということでありまして、医療費分については税率を引き下げさせていただいて、支援金分については県内で低いほうなので、

そこをちょっと引き上げたいという改正をお願いしてさせていただいた結果であります。そうしますと、この間の3,112万円と1,476万7,000円の差額分で1,635万3,000円の保険税の改正による影響額ということになりまして、結果として当初条例改正のときにお示しさせていただいていた1人当たりの保険税が2,623円、それから1世帯当たりでいいますと5,816円程度安くできる見込みであるというお話をさせていただいておりましたけれども、本算定が終わって、結果といたしましては、1人当たり2,878円、それから1世帯当たりでいいますと6,235円というふうな形で、平均するとそれらの減額がなされたということでありまして、その差額が二、三百円程度ありますが、ここについては当初見込んでいた所得よりも若干、ほんのわずかですけれども、ちょっと少なかったというようなことで、このような数字になったというふうなことで思っているところでありまして、一応そのような形で、今回税率改正による補正の影響としましては1,635万3,000円。当初は1,300万円程度というふうなことでお話をさせていただいておりましたが、それよりも300万円ほど多くなったというような状況でございます。それから、3節介護納付金分、ここについては税率改正はしておりませんが、40歳から64歳までの方々からいただく部分になりますけれども、ここについては所得の増加によりまして344万8,000円増えたということでございます。その所得の中でも特に営業所得等が増えてございます。

次に、4款県支出金の関係でありますけれども、1目保険給付費等交付金になりますが、1,231万7,000円の増額をお願いするものでありまして、内容といたしましては、これ最初のほうに出てきますが、医療給付費として支払いをする部分になります。田上町、今年度の状況としまして、高額療養費がかなりかかってきておりまして、それが7月から10月までの間で結構給付費が上がっていたというような状況で、今回最初のほうでもその増額を補正させていただいておりますが、そのような状況であります。がん、あるいは心臓疾患の方の治療費が少しかかったというような状況によるものでございます。

次に、6款繰入金の関係になりますが、1目一般会計繰入金ということで702万円の増額をお願いするものであります。まず、1節保険基盤安定繰入金の関係ですけれども、保険税軽減分として19万5,000円の減額。それから、2節保険基盤安定繰入金ということで、これ保険者支援分の関係になりますが、45万7,000円ということでの減額をお願いするものですが、令和元年度の所得の状況が確定したことに伴いまして軽減数が確定したということでありまして、ここにおける影響のあった世帯としましては約50世帯程度に影響があったという状況であります。それから、96ペ

ージの4節事務費繰入金の関係になりますが、4万2,000円の増額であります。ここにつきましては、国民健康保険の情報集約システムというのがあるのですが、外国人の在留資格の関係のフラグを新たにここに1つ追加するというようなシステム改修がございまして、それに要する経費ということで、その繰り入れをお願いするという中身であります。それから、5節財政安定化支援事業費繰入金の関係になりますが、ここにつきましては、保険者の責めに帰さない特別な事情に対する公費支援ということでございまして、令和元年度の地方交付税の確定によりまして763万円の増額をお願いするという内容であります。一応交付税算入率は80%ということになっておりまして、交付税算入額としては1,410万4,000円が交付税で入ってきておりまして、そこに一般会計負担分としまして20%足して、20%の352万6,000円を加えて国保のほうで受け入れるというものでございます。

次に、6款繰入金、2項基金繰入金の関係ですが、1目国民健康保険財政調整基金繰入金の関係でございまして、719万3,000円ということで、ここにつきましては先ほど1款国民健康保険税、税率による影響が1,635万3,000円ということで説明させていただきましたが、本来丸々この部分、財調から取り崩して補填するという形になるかと思いますが、先ほど言いましたように6款繰入金の関係等で財源としては丸々必要がなく財源調整した結果、719万3,000円の財調からの繰り入れで済んだというような状況でありまして、この後補正が何もないというふうに見込んだ場合、令和元年度末時点の財政調整基金の基金残高としては2億4,500万円程度を想定しているところでございます。

続きまして、7款繰越金の関係になりますが、640万2,000円ということで、今回前年度からの繰越金についてはこれでゼロになるという状況でございまして、お願いしたいと思っております。

それでは、1ページはぐっていただきまして97ページであります。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の関係でございまして、補正額4万2,000円ということで、これは先ほど歳入でもご説明させていただきましたが、国民健康保険情報集約システムに係る在留資格の関係のシステム改修の費用4万2,000円ということでございます。

次に、2款保険給付費、2項高額療養費の関係でございましてけれども、補正額1,231万7,000円ということで、県からの普通調整交付金を充てるものでございまして、先ほども申し上げましたが、がん、心臓疾患等の患者の手術費用が多額になったような状況が7月から10月にあるということで、今回1,231万7,000円をお願いす

るものでございます。なお、その動向としましては、11月支払分からは状況としては落ち着いてきているという状況でありますので、お願いしたいと思っております。

6款諸支出金の関係でありますけれども、償還金ということで627万4,000円の増額をお願いするものであります。この部分につきましては、平成30年度の保険給付費交付金、医療費の支払い分として新潟県から交付を受けているものの返還ということで、見込みよりも医療費的には少なかったということで、627万4,000円を県のほうにお返しするという中身であります。

それから、6款2項1目一般会計繰出金の関係になりますが、補正額139万4,000円でございます。この分につきましては、平成30年度に繰り入れていただいていた事務費の額が確定したことに伴いまして、今回精算をさせていただくというものであります。139万4,000円が残った要因といたしましては、国保連合会に対するレセプト点検など、委託料が見込みより少額で済んだというような状況がございましたので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、国民健康保険特別会計のほうの説明は終わらせていただきます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件に関して質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願ひます。ないですか。よろしいでしょうか。

ないようですので、議案第66号に対する質疑は終了いたします。

続いて、議案第67号を議題といたします。

執行の説明を願ひます。

町民課長（田中國明君） それでは、議案書99ページをお願いいたします。議案第67号令和元年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出それぞれ59万2,000円を減額させていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,978万2,000円とさせていただき補正でございます。

それでは、議案書104ページのほうをごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金を59万2,000円を減額させていただくというものでございます。その内容といたしましては、これも先ほどの国保と同様に所得が確定したことによりまして減額をお願いするものでありまして、その主な要因としましては、軽減対象者の所得が見込みよりも多かったというような状況で、軽減対象者が少なくなったというような状況であります。その中で特に一番影響が大きかったのが元被扶養者に係る軽減を受けられる対象者が当初47名と見ておったのですが、所得の状況から見まして28名ということで、約

19名ほど減ってございます。それらの関係で59万2,000円の減額をお願いするという  
中身であります。

それでは、1ページおはぐりいただきまして、歳出のほうになります。105ペー  
ジになります。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合  
納付金、1目、同じ名目でございますけれども、納付金のほうを同額59万2,000円を  
減額させていただくというような内容になっておりますので、よろしくお願いいた  
します。

以上で私のほうの説明を終わらせていただきます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件に関して質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発  
言願います。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、議案第67号に対する質疑は終了いたします。

それでは、これより討論及び採決を行います。

承認第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、承認第6号は原案  
のとおり決定をいたしました。

続いて、議案第61号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

2番（品田政敏君） さっきちょっと言い忘れたのですが、小野澤委員のほうから使用  
経過について何か説明をもらいたいということをしたのでしたよね。違いました  
っけ。

（品田さん、今討論だから、賛否のどちらかを発言して終  
わり。質疑はなし。討論だから、今委員長が言うた議案  
に対して賛成か反対かを明確にして、それで意見を言っ  
て終わりの声あり）

2番（品田政敏君） 私の勘違いですか。

（質疑じゃないの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。



これより議案第61号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて、議案第64号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第64号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて、議案第66号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第66号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり決定をいたしました。

最後に、議案第67号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第67号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり決定をいたしました。

これをもちまして本委員会に付託をされました案件の審査は全て終了といたしました。

以上で閉会といたします。皆様、大変ありがとうございました。ご苦勞さまでした。

---

午前10時12分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和元年12月11日

社会文教常任委員長 今 井 幸 代